ニ　その雇用する建設労働者に対し、技能実習を受けさせる中小建設事業主であって、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該技能実習を受けさせる期間について支払うものであること。

ホ　その雇用する建設労働者に係る雇用管理制度の整備に関して、次のいずれかに該当する中小建設事業主

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「登録基幹技能者」という。）に係る賃金について、一定の額以上の額を増額する等の措置を講じた中小建設事業主であること。

(2)　雇保則第百十八条第三項の規定により職場定着支援助成金の支給を受けた中小建設事業主であって、同条第二項第一号ロ(2)に規定する雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間（(3)において「第一回評価時入職率等算定期間」という。）における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における入職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び当該入職者の数が、職業安定局長が定める目標値を達成しているものであること。

(3)　(2)に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を受けた中小建設事業主であって、次のいずれにも該当するものであること。

(i)　第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日から起算して二年を経過する日までの期間（(ii)において「第二回評価時入職率等算定期間」という。）における(2)に規定する事業所における入職者の数を二で除して得た数（この(i)において「平均入職者数」という。）を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び平均入職者数が、(2)に規定する目標値を達成しているものであること。

(ii)　第二回評価時入職率等算定期間における(2)に規定する事業所における離職者の数を二で除して得た数を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、雇保則第百十八条第三項第一号イに規定する割合以下であること。

ヘ　若年労働者及び女性労働者の確保及び職場への定着に関して、次のいずれかに該当する建設事業主であること。

(1)　雇用管理制度の整備に関する事業であって、次に掲げるいずれかのものを行う建設事業主であること。

(i)　若年労働者並びに女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進又は建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業

(ii)　労働災害の防止等の労働安全管理を推進するための事業

(iii)　建設労働者の技能の向上又は雇用管理の改善を推進するための事業

(iv)　労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修（以下「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下「職長研修」という。）であって、次のいずれにも該当するもの（以下この項において「雇用管理研修等」という。）を行う事業